

第十三回 参議院内閣委員会會議録 第二号

昭和二十六年十二月十四日(金曜日)午
前十一時十二分開会

委員の異動

十二月十四日委員成瀬隆治君辭任につ
き、その補欠として森崎隆君を議長に
おいて指名した。

出席者は左の通り。

委員長

河井 彌八君

理事

松平 勇雄君
溝淵 春次君

委員

楠瀬 常裕君
郡 祐一君
竹下 豊次君
森崎 隆君
カニエ 邦彦君
栗栖 越夫君
三好 始君
三浦 辰雄君
館 哲二君

政府委員

内閣官房長官 岡崎 勝男君
総務府新聞出版
用紙部局長 鈴木 政勝君
法務府法制局
長 林 修三君
通商産業省通
商紙貨局長 徳永 久次君
説明員
内閣総理大臣
官房副長官 堀内 正名君
審査課長 林野庁林政
部林産課長 藤本 和平君

本日の会議に付した事件

○新聞出版用紙の割当に関する法律を
廃止する法律案(内閣提出・衆議院
送付)

○財閥同族支配力排除法を廃止する法
律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) 内閣委員会を
開会いたします。

それでは新聞出版用紙の割当に関す
る法律を廃止する法律案、これを議題
に供します。前回かなりの質問がいた
されておるのでありますが、なおこの
際御質疑がありますれば御発言を願
います。

○三好始君 私前回出ておらなかった
ので、或いはすでにお聞きになった問
題かも知れませんが、一点お尋ねい
たします。新聞出版用紙の統制が行わ
れた当時の用紙の消費量と現在の消費
量との程度違つておるのか、数字的
に若しおわかりでしたら御説明頂きた
いと思います。

○政府委員(鈴木正勝君) 統制が始ま
りました当時と申しまして、戦時中
から始まつておつたわけなんです、
お尋ねの点は恐らく終戦後の状況から
だと思ひますので、その数字を申し上げ
ますと、新聞用紙につきましては、
大体御承知の通り終戦直後非常に苦し
い状態になりました、新聞がタブロイ
D版になったり、そういつたような事
態も起きたわけです。その当時とい
しまして大体月千六百万ポンドが新聞
の消費量でございました。ところで統
制が撤廃になりました本年の四月現在
割当てておりました新聞用紙は二千八

万ポンド、そのほかに割当外でいわゆ
る夕刊とか、或いは超過発行、業界で
はいわゆる色紙と称しておりました統
制外の紙の発行がそれ以外に大体五、
六百万ポンドございました。従いまし
て実際統制撤廃の当時新聞界の使つて
おりました紙は三千五、六百万ポンド
というふうに大体推定されておしま
す。

○カニエ邦彦君 前回の機構改革のと
きに、我々は新聞用紙割当の統制撤廃
を前提としたのではないかと、いうこと
を繰返し、政府に尋ねたのですが、
いやそうではないのだというような話
があつて、今日全くこれがもう野放し
になり、そして割当の機能もいよいよ
なくなつてしまつてしまつたという形に
なつて参るのでありますが、こういう
ことであらうと思つたからお尋ねした
のです。ところが委員会における答弁
は当時からもう騙すつもりで、お答えに
なつておつたように思ひます、結果
から見ても……併しそれはそれとし
て新聞用紙が統制を撤廃して出廻つ
ておるのかどうかは二段として、出廻
つておるとしても、その根拠をただし
て見ますと、やはり原料であるパル
プその他の諸原料も殆んど無理をして
おるのじやないか。前の委員会のとき
にも我々はそれを非常に心配して尋ね
ておつたのです。ところが今又こうい
うことになつて来ると、ますますその
心配をする点はやはりその点なんです
。御承知のように統制は外れたけれ
ども、新聞社といったしましても、それ

から製紙会社にいたしましたとしても、原料
であるパルプ難にはほと／＼当惑をし
て、そしてそれが熾烈なる争奪戦を
展開しておるといふのが今の現実では
なからうか。従つてその結果として現
われて来るものは、伐採してはならな
いところの若樹でもつい無理をして伐
採をしてしまつたことになると思
ひます。そうするとそれがただ新聞
用紙の出廻り云々という問題でなくし
て、次に来たるべき問題は国民生活の
上にも大きな影響を及ぼして来るので
はないか。年々増加しつゝある災害に
もこれが影響して来るのではないか。

かように考へて行きますならば、政府
の今お考へになつておるこのやり方は
現実とは非常にそぐわないのじやない
かという考へを持つのであります。従
つてそういう心配は何もないのだとい
うのならば、一つ原材料、資材の現在
の状況、製紙の生産の状況等から具体
的に数字を以て一つお示しを願ひたい
と、こう思ひます。私は特に林業並
びにそういつた製紙関係の何ではござ
いませんが、政府としてはさぞかしそ
ういふところに万全の措置を講じられ
てかような法案を出しになつておる
ことと思ひますので、一つ詳しく御説明を
願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木正勝君) お尋ねの点
の木材パルプという全般的な問題にな
りますと、これは森林法とかそういう
問題になりますので、私としてはそこ
まで広く知識を持つておりませんので
あります。私の所管しております

法令は幾種類もありまして、その中で大部分はボツダム政令によつております、財閥とそれから役員排除を規定してあるのが、この法律ですが、この人の鎖といひますか、これを断ち切らうとするのが法律になつておるのです。で持株整理関係は皆政令でやつております。そこで今度の同籍者と主たる役員を除外する法律を廃止しようといふのであつて、ほかの、株の整理だとか、その他の問題は政令でずつと行なつて来て、持株整理委員会がやつております。これはもうすでに仕事が進みまして、政令を廃止いたしました。持株会社整理委員会も解散しております。ですからまあいへば、これだけは議院が開会中になつたために不公平なことに残つておつたわけでありまして、それを今度廃止しよう。但し政令の中でまだ一部持株会社整理委員会に關するものはなくなりまして、けれども、ほかのもので一部残つておるものがあります。例えば今おつしやつたような多勢の人が同じ会社に入つちやいかんとか、或いは三井、三菱等のトレッド・マークを使わないといふこと、これは延期されて来年の五月まではよろしいといふことになつておりますが、こういうものがまだ残つております。でこれは今年の五月五日のリッヂウェイ大將の声明に基きまして、どういふふうに取り扱つたらよからうかといふことは研究中であります。今、このところはこれが必要ないから廃止するほうに入れようと思つて、今そのつもりでやつております。大体そういう状況でございます。

念を内外に持たせないために、實際上はこの株だつてそんなに余計持てるような財力にはなつておらないのですから、放つておいてもいいわけでありまして、それから、そういう感じを内外に與へない意味で実害はないのですから、或る程度の制限を残しておいたらどうかといふ点だけが問題になつておるようになります。私に思ふのであります。

○政府委員(岡崎勝男君) 政府としてはそのつもりでおります。

○政府委員(林修三君) これは今の関係は一般的には一般の役員についてでございます。但し御承知の通り、三井物産、三菱商事につきましては、特別の向うのメモランダムが出ておまして、それが一昨年政令化されておまして、御承知のように三菱商事、三井物産の旧役員就職制限に關する政令が出ております。これは実はまだ只今のところ残つておりますが、あの関係におきましては、旧三井物産、三菱商事のあとの何んと申しますか、役員につきましては、それが職員につきましては、五人以上かたまつて一つの会社を作つてはいけません。但し一々大蔵大臣の許可を受けなければならないことになつております。そういう制限の下にその就職制限がなお残つておるわけでございます。そのほかについては、この法律関係、この法律がなくなれば殆んどなくなると思ひます。

○政府委員(岡崎勝男君) 政府としてはそのつもりでおります。

○政府委員(岡崎勝男君) 原則的には全部廃止するのが適當であるか、一定の期間はまだ或る極く少い制限をしたほうが内外の感情を安心させるとか、まあ財閥再興という上りな心配がないためには、もう少し極く軽度の制限を残しておいたほうがいいのではないかと、今關係方面ともその点は相談中であります。

○政府委員(岡崎勝男君) 原則的にはその通りであります。

○政府委員(岡崎勝男君) 原則的にはその通りであります。

○政府委員(岡崎勝男君) 原則的にはその通りであります。

○政府委員(岡崎勝男君) 原則的にはその通りであります。

○政府委員(岡崎勝男君) 原則的にはその通りであります。

○政府委員(岡崎勝男君) 原則的にはその通りであります。

○政府委員(岡崎勝男君) 原則的にはその通りであります。

○政府委員(岡崎勝男君) 原則的にはその通りであります。

○政府委員(岡崎勝男君) 原則的にはその通りであります。

○政府委員(岡崎勝男君) 原則的にはその通りであります。

○政府委員(岡崎勝男君) 原則的にはその通りであります。

○政府委員(岡崎勝男君) 原則的にはその通りであります。

○政府委員(岡崎勝男君) 原則的にはその通りであります。

○政府委員(岡崎勝男君) 原則的にはその通りであります。

○政府委員(岡崎勝男君) 原則的にはその通りであります。

○政府委員(岡崎勝男君) 原則的にはその通りであります。

○政府委員(岡崎勝男君) 原則的にはその通りであります。

○政府委員(岡崎勝男君) 原則的にはその通りであります。

の本法の法律の対象となつております。会社法の数は、財閥会社が二百三十三社、それからその他関係会社、承継会社が千五百四十二社、総計一千七百七十四会社が本法の対象となつております。それから次に人間のほうでございまして、この法律で指定されました財閥の同籍者は二百五十二名、財閥関係役員は現在生存者でこの法律に該当しております者は三千二百三十七名あつたのでございまして、そのうち内閣総理大臣に對して、自分は財閥関係役員に該当しないものと思ひ、だから承認していただきたいという承認の申請をいたしました。承認された者が六百九十一名、不承認になつた者が五十名、計七百四十一名あつたわけですが、計七百四十一名を差し引きまして二千四百九十六名という者はいわゆる潜在該当者としてまだ残つております。

○要請者(堀内正名君) その潜在該当者というものは、この法律の廃止によつても何ら関係なく残りますかどうか。

○説明員(堀内正名君) 潜在該当者及び先に承認の申請をして不承認になりました五十名もこの法律の廃止によりまして、一括して一切の拘束から解放されます。

○要請者(堀内正名君) そりするとそりいうやうなこの法律の廃止によつて知らず知らずのうちに附則の拘束を受けるというものは實際誰もおらんわけではございませぬ。

○説明員(堀内正名君) そりいう虞れも全然ございませぬし、もうそりいう機会といふものも全然なくなつたわけでありませぬ。

○要請者(堀内正名君) それから今の財閥会社の指定を受けるというか、或いは従属会社とか関係会社とか承継会社というのになつてこればもうすべて解除されておりますから、或いは企業再建整備とかその他の関係でまだ完全に解除されてないで残つておるものがあるにございませぬか。

○政府委員(林修三君) 今お尋ねの財閥同族支配力排除法でなく証券保有制限令のほうの關係のお尋ねかと思ひますが、あちらの系統では御承知のよう指定会社は従属会社、承継会社、実はまだ残つておるものがあるものであります。証券保有制限令のほうでまだ制限を受けておる会社が若干あります。

○要請者(堀内正名君) そりするとそりあるがためにここでこの法律が廃止されるといふことは早過ぎるか或いは一方がびつこになつて残るといふやうな虞れはありませぬか。

○政府委員(林修三君) 財閥同族支配のほうは大體個人々々のほうの会社、財閥関係役員、同籍者等を対象としたものでございまして、就職制限を大體規定したものでございまして、会社の証券保有制限令のほうは大體証券の処分の計画、会社のほうは持つております指定会社、承継会社、従属会社についての会社の株を持つております処分計画の問題でございませぬ。勿論トレードマークは別でございませぬけれども、こりいう關係でございませぬから、直接ぶつかることではないと思ひます。

○要請者(堀内正名君) 直接ぶつかることはなくとも、私の言ひのほうは、一つの法律が廃止されればそりいう關係のものもほんな時期は多少凹凸がありませぬし、全部整理して頂くようにしていただいた、こりいうことなんです。これは官

房長官から原則的な御返事を得てこれにはつきりわかつたのですが、そりすると今この法律を廃止することによつてそれらに對して関連規定その他に不備とか或いは欠点といふやうなものが出て来るという虞れはありませぬか。

○政府委員(林修三君) その点はないと存じております。それから先ほど官房長官からお答いたしました通り、会社の証券保有制限令につきましては、いづれボツダム政令の政令に伴いました措置は政府としても今考へておるわけではございませぬ。大體もう御承知だと思ひますが、昔の証券保有制限の關係も、証券の処分は殆んどできておりました、多少どうしてでもむずかしい部分が幾らか残つておりますが大部分落んでおります。多少むずかしい点が残つておりますものにつきては、経過的な規定を設けて、独禁法との關係は緩和して行きたいと思ひております。大體もう問題は無いと思ひます。

○要請者(堀内正名君) 私の質問はこれで終ります。

○委員(河井彌八君) 他に御発言がありませんならば、御異議なければ討論に入らうと思ひますが、御異議ありませんか。

○森崎隆雄君 カニエ君もおりませんが討論、從つて今採決をやるというお考えでございませぬか。

○委員(河井彌八君) そのつもりですが……。

○森崎隆雄君 午後一に括してお願ひできませぬでしょうか。

○委員(河井彌八君) それもいいですが……。

○森崎隆雄君 できましたならば私のほうはそりうに希望したいと思ひます。別に他意あるわけじやございませぬが、暫く時間を頂きたいと思ひます。

○委員(河井彌八君) ちよつと森崎君に伺ひますが、討論をすぐなさるといふ意味ですか、質疑が残つておりますか。

○森崎隆雄君 多少十分か二十分ぐらいいろう、お尋ねしたいと思ひます。

○委員(河井彌八君) それではなお質疑の継続があると認めましてこの際一時半まで休憩いたします。

午後二時二十分開会

○委員(河井彌八君) これより引續いて委員会を開会いたします。

財閥同族支配力排除法を廃止する法律案につきては引續いて御質疑があればこの際御発言願ひます。……御質疑も盡きたと認めますから討論に入ります。御意見のあるかたは御発言願ひます。……それでは御発言もないようでありますから、本案につきては採決をいたします。本案に賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(河井彌八君) 過半数であります。可決すべきものと議決いたしました。つきましては賛成者の諸君の御署名を願ひます。

多数意見者署名

栗栖 越夫 松平 勇雄
館 哲二 竹下 豊次
楠瀬 常猪 三浦 辰雄
○委員(河井彌八君) なお、委員長報告は、委員長に御一任願ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○委員(河井彌八君) 次に新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案を議題といたします。

○三浦辰雄君 關係の政府のかたから午前中も説明があつたのですが、午前中に話の出したのに引續いて二、三この際質問を申上げたいと存じます。午前中申したように、この新聞用紙の割当に関する法律を廃止する法律案に關連いたしました、今日の日本の山林といふものが非常に資源的にも、又從つては国土保全的にもその荒廢が非常に憂へられてゐる。そこでこりいうふうな際に山林の行政、或いはその林産物を消費するほうの面において、こりいうふうなこれを見てゐるかといふのが問題だつたと存じます。そこでお尋ねしたいのは、先づこりいつたどうしても森林の産物によらなければならぬパルプ工業のやうなものがないでしつち殖えて行くかどうか。今日は自由企業でありますから、それを殖えて行く場合にも抑えるという方法は法的にはないと思ひますけれども、これに對して紙のほうの、或いはパルプのほうの担当であります通産省方面ではどういふふうな考へてゐるかといふことを先づ一点お伺ひいたします。

○説明員(藤本和幸君) 今の御質問通産省のほうに對する御質問のやうに伺ひましたが、私林野庁の林産課長でございますが、この問題につきては、私は、私どもは通産省のほうとも常時連絡をとつております。森林資源の面から非常にパルプの増産という面と競合

して参りますので、林野庁といたしましては通産省に對しまして特にパルプ工場の増設、將來のそれに伴いますところの木材の需要というものが非常に殖えて参るといふ見通しがついていゝろい何つておるわけでございますが、現在のところ通産省といたしましては、物調法の改正によつてとれなくなつたといふことで、先ほど三浦委員からもありましたやうに、何ら各工場増設に對しては政府としては直接に手を打てないといふやうに聞いておるのでございます。併しながら林野庁といたしましては、パルプに對しましては一応の限度がございまして、その通産省側におきましては、この原木事情を認識して、行政指導によつて工場側におきまして、パルプの生産者に対して今日の森林の事情を認識してもらひ、且つ又一面におきましては、針葉樹の木の殆んど今日までパルプ資材として使つておつたのでござい

ますけれども、今日我が国の森林の事情からいたしまして、用材として使われておりますところのものは針葉樹が約九割、闊葉樹が一割、資源の面から申しますと約半々ぐらゐになるのでございまして、こゝういふふうな資源の面とマッチしない需要状況にあるといふことを訴へまして、闊葉樹のパルプの生産といふことに対して、極力これを指導してもらふといふやうにつね々々お願いしておるわけでございます。本年度は闊葉樹のパルプに使われます量が、大体パルプとしては、一千五百万石ぐらゐ木材を本年度は使

予定でございますが、その中で今日まで僅か七十万石か八十万石程度しか本年度は使われておらんといふ事情でございまして、こゝういふ少い使用量でなしに、將來はせめて三割程度まで闊葉樹の混入を一つやつてもらひたいといふことで話を進めております。取りあへず翌年度におきましては二百万石の闊葉樹をパルプに使つて参りたいといふやうな打合せで、今日まで進んで参つております。

○三浦委員(河井八郎) 三浦君に申し上げます。通商雜貨局長徳永政府委員が見えております。

○三浦委員 今の農林省のほうからの一応のお話はありましたけれども、私ばそれで必ずしも満足しない。例えば昨年でありましたか、業界新聞等で見ますと、山林の非常に荒れてゐるの有名な中国方面に、パルプ界では非常な勢いでもつて工場の新設をしようとしてゐる工場の新設を求め、それに対して工場を新設しようとしたことを見てとつた農林省側は、それでは困る、何とかもう少し資源のほうを脱み合せた計画に御指導を願へないか、言葉を変えて言へば、もう少し山林が回復して来るまでは或る程度抑制してもらへないかといふた意味のことを協力求めたのに対して、どうも方法がないので自分のほうでは何とも処置なしといつたやうな何か本で鼻をあれしたやうな回答が来た。そこでこの始末はどうなるだらうといつたやうなことを業界新聞は伝へたことがありますがこれは事実でしようか。

○政府委員(徳永久次郎) 私今お尋ね

の件につきまして、事情をよく存じま

せんのので、そういう正式の照会があつて正式に返事を出したことがあるかど

うか、言訳のやうで恐縮でございますが、私の八月に雜貨局長を拜命いた

しまして、あつたといひまして、その以前のことであらうかと思ひます

が、事実としてさうなことがあつたとも、私も常識では想像いたしかねる

氣もいたしませんけれども、調べましてお答え申し上げたいと思ひます。

○三浦委員 御存じがないとすれば、それ以上質問しても仕方がありませんが、今のお話の中に、自分の常識として考えたといふお言葉がござい

ました。今後パルプ工場方面が更に拡張をしようといふやうなことが企てられてゐた際に、通産省のほうではどういふやうな大體考え方御指導をなさるお氣持でございませうか。

○政府委員(徳永久次郎) 先ほど林野

庁からもお答えがありましたやうに、この日本森林資源の問題として、大局的に見ますれば、さういふ見方もございまして、目先とにかく非常に過伐に陥つておるといふのも明らかな事実でございます。又パルプ工業が使用しております原木が日本の森林資源の面から見て針葉樹に偏してゐる。これは過去における、或いは現在までにおきまして到達しております技術の限界といふことも影響があるわけで、好んで針葉樹ばかり使つておるわけではありませんが、技術の難点も若干残つておるといふこともございします。又供給面から見ても闊葉樹が比較的奥地にございまして、これを供給すると申しますか、コストの面からも非常に高くつくといふやうな事情もある

やうに思ひます。そこらの点から非常に選れておるといふことも事実でござ

います。併し私も業界に對しましては、このパルプ工業といふものが、パ

ルプはそれ自身一つの最終目的の産業ではございせんが、その先に繋がる

需要、人絹工業とか、或いは新聞紙その他の事業といふものの需要を賄う要

請が強いがために、パルプの要求が出

ておつて伸びようとしておるといふこ

とがあると思ひますが、又その需要といふものがそれ、立派な必要と申します

か、今の日本としても必要と申します

の動機といふものを十分持つておると

いふことはあるわけでありまして、併し

そのパルプを供給するとして、資源の問題に突當つた場合に、国内の原料を相手にするといふことになりませ

れば、先ほど来申します闊葉樹を極力使

用し、その方向で増設も考えるといふことであるならば、まだ何がしかの日

本の資源の面においても流通の道がな

きにしもあらずといふ事情もございま

すので、その方向で考えてもらひたい

ということは、業界にも指導いたして

おるわけでございます。又その指導を

容易ならしめるやうに、現実に新らしい技術による闊葉樹も使えるやうな設備の増設を容易ならしめるやうな輸入機械の取得を容易にするとか、或いは

その分に対する租税特別措置法による優遇とかいふやうなことを講じながら、その方向で問題が解決されることを期待しておるやうな次第でござい

ます。

なお、国内の面におきまして、パル

プや製造の技術を研究してもらふとい

うばかりでなしに、更にその奥にあり

まする化鐵關係の業者につきまして、

闊葉樹を原料としたパルプを化鐵の原料として十分使いこなすやうな技術的な研究といふものを或る企業で成功したものは、すべてそれを同業者に公開して普及するやうなこともやつてもら

つておるやうな次第でございします。又

さういふ国内資源の問題のみならず、

少しでも輸入の途があらまれば、輸入の途を考えて行くべきではないかとい

ふことで、その方面につきまして、或いはOITの對当物資になりそう

でございしますが、それに対して日本側の要請を出して輸入が阻害されない

やうに手を打つたり、或いは更に商談として、樺太材或いはカナダ材等獲得のために、あらゆるルートから可憐性のありさうな商談を極力援助する方向で考えておるといふやうな次第でござ

います。

又細かい問題になりますけれども、

代用パルプ資源として、竹とか藁とかいふやうな原料を使うといふこと

につきまして、御承知の通り、今政府の

とつております施策の中には、工業技術奨励金といふやうな制度がござ

いまして、さういふもので助成するなり、更に或いは研究の成果として固

まつたものの技術の工業化のために開發銀行の資金を斡旋するなりといふ方法で、少しでも森林資源、木材資源の

ほうの御迷惑を少くする方法を考えたいといふことで努力いたしておるやうな次第でございします。

○三浦委員 まあ大変いろいろ各方面について御配慮を頂いておるやうであります。一つそれに関連して申上げて参考にして頂きたいのであります。従来パルプ工場等はいわゆる統制下に置いて許可制にしていた頃でも、

先ず初めはバツカスであるとか、或いは藁のバルブを使う、ないところの木材資源というものを荒しませんとすることを大體許可の条件にしてやるけれども、何といつても経済界でありますので、採算がものを言うのであります。そこに参りますという、木材にかなわないからして、すぐ木材に転化されます。國策樹でないといつても、それでは俺は國策樹でやると言つておるけれども、技術の今日の階段の点、或いは歩留まり収支の關係からいまして、これ又針葉樹に転化することは大よそ想像がつくと思ふのであります。そこで是非そういう点もお考えの上に極力おやりになりませんか、折角御協力をされようといふそのお氣持が結果においては協力ではなしに、むしろ破壊のほうに非常にと申しますか、非常に悪い、又立場からいつても困難なところに行くのではないかと、それを非常に心配するので、この点をくれぐれもお考え願いたいことをお願いして、これに関連してただ一つ御質問をしたいのは、只今ソ連樺太材という言葉がございました。これはこのソ連の木材というものは、是非今日の日本の山林資源との關係からいつても欲しいという意味で、二回ほど通商方面の者とも話したのでありますけれども、現在通産省がおきめになつておりますソ連へのいわゆる見返物資的なものとしまして、僅かにりんご、それから齒ブラツシといったような程度のもので、かどうも出せそうもない、石炭も十ドルそこ／＼で、何だかこれもいろ／＼な關係上実現しないという當時話がありました。ところが最近石炭というのは日本にソ連國から参る、私はこ

の見返りに出すものをも少し彼らの希望する線のものと考えれば、非常に豊富なものとして而も用紙、殊に新聞用紙に最も向くところの樺太材が而も安く入つて来ることを私は見通してゐるのであります。通産省はどうでありましようか、これに對して……。今言つたりんごだとか、齒ブラツシといつたようなものでなく、いろ／＼の事情もありましようけれども、もう少し簡單な言葉で言へば、氣の利いたものは、これは到底問題にならないことも承知しておりますけれども、それまでして行かないでも、もう少し氣のきいたものといつたようなものが出せようかどうか、或いは買入れできそうかどうかといふことを念のために伺いたい。あなたの所管でないかも知れないけれども、大體のところを……。

○政府委員(徳永久次君) 只今お尋ねの事項、私責任者としてお答え申上げ資格を持ちませんが、ただ私もいろいろ中共なり或いはソ連との通商の取引の話を一、二いろ／＼な機会に聞かされておりますけれども、その動きは今御指摘がありましたほど窮屈なものではない。これはまあ向うからもらへるものの、日本としての需要度といひますか、そういうものと見合ひでもう少し弾力性を以て考えるといふふうに私了解しておるわけでありませう。木材も日本として大事な欲しい品物の一つでございますけれども、只今御指摘のございましたようなりんごとか齒ブラツシといふよりも、もつと氣の利いたものとのバーターといふような形では十分考える余地があるといふふうに私は了解いたしてゐるわけでありませう。

さうなつても多少の関連のございます商社の話も我々從來から聞いておるといふような次第でございます。○三浦廣雄君 カニエ委員御都合で午後出られないのですが、カニエ委員から私にくれ／＼も言つておつたのは、とにかく今日の山林事情が極めて荒廃の極に達したといふべき実情なので、どうしても政府におかれてはああいう長い、目立たない仕事ではあるけれども、又当面としては国家財政として非常にやらなければならぬ事情が多いのに、その歳入も必ずしも何と申しますか、思ふように行かない引き手あまたの財政を、長い、而も目立たない山林方面に入れるといふことは困難とは一應思われるが、併しこれを今日にしてしなければ、到底日本の本當のいわゆる農山村のみならず日本の地形、氣候等からいつて都市方面におけるいわゆる落つきも、国土的な安心感さえも失われて行く。ですからこの際山林といふものの造成については、できるだけただちに一省といふことだけでなしに、政府と関連するあらゆる部門を挙げて、そこに密接な連繫の下にこの強い行政を行なつてもうようことに、この機会に強く要望したいといふことをカニエ委員も言つて出て行かれたのであります。それにつきまして今日漸く山林の行政も森林法であるとか、造林臨時措置法といふ法律を制定あるいは改訂され、或いは森林の伐採を抑制するために若木の林地の伐採を制止するために、いわゆる伐採調整金といふような特別な金を融資する途をおられますが、さうしてあと残るのは

未開墾地買収について行き過ぎたものの林地を早く元の所有者に還えし、その土地の持つ経済的な生産力を最高に發揮させなければなりません。又税に對しても山林の事情に合わないからこれを變えなければならぬといふようなことを実現するならば先ず一應法制的には一應整つたと言へるかも知れませんが、これらの法制といふものを活かして、さうしてその目的である山林の復興といふものをさせるためには、相當の多くのそこに經費或いは技術といふものを導入しなければいけません。さういふことにならうと思ふのです。そこで一つには需要供給が非常にアンバランスであつて、經濟安定本部が自立經濟計画を立てます場合に、若し木材が、八千五百乃至九千万石の丸太を供給することができないならばすべて日本の自立經濟は木材の面から破綻してしまふのだといふのが結論の一つであつたのは御承知の通りであります。さういふアンバランスの實際でありますので、政府も消費の合理化を図らなければならぬ。そこで今年の八月二十四日でありましたか、奥地の山林を速やかに開発して、この帶給のアンバランスに馳せ参じさせるといふことを第一番に謳つたその閣議の決定の第二番目には、木材の消費と利用の合理化を図らなければならぬ、これについて必要であれば立法的措置をもするといふ決定をされたのであります。それについて通産省のほうではその法律を作るように御計画だと聞いておりますが、今日の段階ではどうでありませうか、一つこの際にお聞きしたい。

○政府委員(徳永久次君) 通産省の抱えております産業は、森林資源とあります。需要者の立場になる面が大きいわけでありませう。それだけに日本の森林資源といふ問題が、これは時間のかかることだと思ひますけれども、時間がかかるかも知れないが、今から手をつけなければどうにもならない仕事だといふことで、本當に我々としても本氣になつて農林省の森林対策にお手伝いをするようになつてもいい。いろ／＼なことをやつておるわけでありませう。例えば御指摘がございました閣議決定の條が、これを具体化しておるわけでありませう。その中に使用の合理化のためにいろ／＼な対策が謳われておりますし、さうして必要ある場合には法的措置も行うといふことも謳われておるのであります。合理化の面としまして使用規定に關連を持ちますのは、只今のところ、木材防腐を只今特定の用途に強制するといふようなことが政府部内で今相談中でありませう。これによりまして木材を生木で使うのに比しまして、数倍の壽命を以て使へるというようないふことが出て参りますので、その面から消極的ではございませうが、木材の対策に貢獻するといふことに相成りますので、目下關係各省と相談中でございますが、恐らくこの国会中に提案できる運びに相成るかと思ひます。相當各省間の打合せも進行いたしております。なお強制の面以外に、例えば私も機械板と申しておりますが、木材を板材として建築關係にいろいろ利用いたしますことで、これは少し誇張したことになるかも知れませんが、生木から考へて見ますと、木材が板材になる場合の歩留りが二、三割にとどまる、あとの八割はいろ／＼

な形でいゆる利用困難な、合理的に利用されないようなことになっておるといふことを聞いておりますが、それを殆んど一〇〇%活し得る、板として活用できるという技術が外国にあるようでありまするし、それを農林省と私どもと両方で、国内にそういう産業を興そうじやないかということ、外国の特許を輸入し、それによる企業化を今推進しつつあるような次第であります。

○竹下重次君 新聞関係の法律案を審議しておるときに、林業政策までお尋ねするつもりはなかつたのでございませうけれども、ここまで来ましたから、ちよつと簡単に尋ねたいと思つておられますが、予算案でございしたかと思つておられますが、私パルプ等木材の關係につきまして大臣に質問したのであります。希望を含んだ質問をしたのであります。結局木材を節約しなければならぬ。ところがいろいろ行政措置で業者とも図つておられるが、どういふお答えであつたのであります。それは御尤もなことだと思つておられます。併し私はパルプ会社というのは商人である。大きい会社であるほどたくさん株主というものをうしろに控えておられる。株主の利益を圖るということが先ず会社の社長さんの主たる仕事であるのであつて、どこまでも儲けて行こう、こういうふうにお考えのものが普通の会社の社長さんの考え方であつて、国家のために、国土保安のために、こういうことを深くお考えになる人は、甚だ申しにくいことだけれども少いだらうと思つておられます。そうすれば行政措置でかれこれするといつて奨励するといふことを言つても、なか／＼そういうことは聞かれるものではないと思つて、やはり何かこれは法的措置を講じて、そうして縛つて行くといふ、言葉は不穩当ですけれども、そうでもしなければしょうがないだらうと思つておられます。まあ例へばパルプ材を何か使ひなれば、その何%は國産材でなくちやならないとかいふようなことが、技術的にできるものかできないものか私はよくわかりませんが、そういう方法でも考へて行かなければならぬだらう。このことはそうして山の番をしておる農林省が主になつて、お考へなれないといふと、通産省のほうではどうもかといふと、商売人と一緒の仕事をしていらつしやるのだ。品物を作るということが主になつて、山を荒さないといふことは通産省の主たる仕事ではないのだ。だから農林省でしつかりやつて頂きたい。法的措置を考へてもらいたいといふことを申しましたところが、それは十分考へて見る、御希望にできるだけ附りやうに山の木を節約しなければならぬからという御返事があつたやうに記憶しております。恐らくその後通産省と農林省との問題についてお打合せがあつたか或いは農林省だけでも御研究になつておりますか、のことと思つておられますが、どんなことになつておりますか、林産課長さん一つ御存じでございしましたら……。

○説明員(藤本和平君) 御趣旨はわかるのでございませうけれども、直接の工場を統制するといふふうなことにつきましては、これはやはり所管の關係で農林省でできない問題でございませう。先ほど申し上げましたやうに、いわゆる森林資源の利用の集約化と申しますか、合理化といふふうな問題につきましては、極力通産省と連絡いたしまして、私のほうで指導いたしておりました。國産材の問題、或いは古紙回収の問題、或いはパルプになりまして、その歩留りの問題等、技術的な検討を加へておつて頂くのでございませうが、ただ森林の面から今日におきましては、第十国会で御審議頂きましたやうな森林法によりまして、森林の保護育成という目標に立ちまして森林法が改正されたその線によりまして、森林の面におきましては完璧ではございませうけれども、或る線が引かれておる。むしろこれにマッチして困られるのはパルプを直接作られる会社のほうである。そういう意味におきまして農林省は森林法に基いたところの將來の供給の見通しを極力立てまして、そうしてパルプ業界も早く認識をして、業界自体のためにもなることなので、資材節約とか或いは他の木材以外のパルプの生産といふふうな方法に向けて頂くやうに常に交渉しておるわけです。

○竹下重次君 そりすると別に法的措置をとられることは御研究になつていないのですか。端的にお伺いします。

○説明員(藤本和平君) 今のところは先ほどお話をいたしましたけれども、パルプについては國産材の混入について必要とあれば法的措置を講ずるといふふうな閣議決定がございまして、それはやはり所管の關係で通産省のほうで考へて頂いておる、こういうことであります。

○竹下重次君 先ほどの國産材なるべく使ふといふふうなことですが、これは全体の使用量の何パーセントぐらいですか。

○説明員(藤本和平君) パルプも先ほど申しましたけれども、明年度パルプのほうの要求は通産省のほうから私どもに頂いておられます要求は大体千九百万石であります。これに對しまして現在の技術面等いろいろ考へて二百萬石國産材を使ひます。

○竹下重次君 先ほど通産省の政府委員のかたからいろいろ詳しい御説明を承りました。木材節約の面についていろいろ御苦心下さつておられるやうであります。どうも私などの感じから申しますと、手ぬるくてとても濫伐を防ぐことはできない。それは森林法の改正などもありました。それでだん／＼植樹も盛んになつておられます。併しそれはいつものことになるかといふことを考へてもならぬけれども、いふのであります。伐採なきやならないといふことは今いろいろ各方面から差迫つた要求があるのでありますけれども、それは何か考へてもならぬけれども、通産省のほうでは先に申しますやうに、作ることを、金儲けさせること、そして貿易も盛んになつて行かなければならぬといふことが主たる仕事になつておられますから、實際のこと考へて下さいといふことを直接注文申上げるのは通産大臣に對してはお氣の毒の感じが私どもも持つておりますけれども、これは併しよほど考へて頂かないといふと、農林省と通産省の立場が違ふからといふやうなことでだら／＼だら／＼やつておられたら、國民が困るということになるのであります。その点のことは私から申上げる

までもなくあなたがたもよく考へ下さつておられることだと思つておられますけれども、どうも今までのお話を承りました。一つ効果の差があることやら、片つ蟻からどん／＼伐つておるのが今日の現状である。二百萬石節約して見たところでは一体どうなるのかといふ感じが私どもも感じられないのであります。その点を農林省でももう少し強い、強いという言葉は言葉が悪いかも知れませんが、通産省のほうとよく御協議を願ひます。通産省も單に通産省の立場だけでなくて、國全体の立場をよく御考慮下さいまして、農林省の相談にしっかりと乗つて頂きたいと思つておられます。先ほどいろいろ御説明がございましたけれども、どれだけの節約についての確信がございしますのか、通産省のほうにおきましてその点をお尋ねするといふことは、これは御無理なお尋ねかも知れませんが、若し御説明ができたなら承りたいと思つておられます。

○政府委員(徳永久次君) 森林資源の問題が議論になりませうけれども、どうもパルプ工業が目の仇にされる議論をいろいろ聞くわけでありませうが、先ほど私申しましたやうに、このパルプ工業の背後をなしておられますものは、日本として非常に重要な大きなものを占めております。化学纖維工業が一つ、それからもう一つは紙の需要でございませう。紙は新聞紙或いは教科書用紙その他いろいろな大きな需要を控えております。ただ需要は、過去の数字に比べて見ますと、いろいろな日本の民生安定の目標にしてあります基準年度の消費量等に比べますと、まだ非常に低いものでございませう。ほかのいろ

んな纖維その他の復興、国民生活の向上に伴う需要の増加等の関係から見ればまだ低いものでございまして、その意味では潜在的なまだ必要性というものを相当持つておるのじやないか、それを調達するための原料部門をパルプ工業が担当いたしておるというふうに私も考えておるわけでありまして。従いましてパルプ部門が日本の経済の基礎から考えまして或る程度の規模に大きくするということは、これは相当の、日本全体としての合理性を持つておるものというふうに私も実は考えておるわけでありまして。ただそれを広く日本の森林資源政策というものとどう調和して行くかというところに問題があるわけでありまして、先ほど申しましたように森林資源の現下の陥つておる状況というのは非常に深刻なものでございまして。日本の経済再建のためにこれを何とかしなければならぬということも非常に重大な問題であるということも重々承知いたしておると思ひます。それを私もとしましてはパルプが伸びるから目の仇にされておるというよりならぬもございまして。けれども、総合的に積極的な解決と見合つてパルプも先ほど申しますように、それ相当の伸びるべき十分の必要性和合理性を持つておるというふうに思ひますので、そういう形で解決すべきでなからうかというのを私も考えておるわけでありまして。直接パルプ工業が使います原料対策につきましては、先ほど申しましたような極力國産樹を木材を何とかするとか、或いは代替資源を何とかするといふようなふうに多角的に少しでもプラスになるものを考え

て行くということもいたしておるわけでありまして。それから更に御承知の通りパルプ工業は目先は比較的採算條件に恵まれた産業でございまして、それだけ私も資源の培養といふことも、植林面にその力を注ぎ込みたい。目標は自分の要る材料は自分で取つて、切つただけのものを植えて行くというだけのことをやつて行くということも指導いたしております。これは私今教学的に説明をする資料を持合せておりませんけれども、これはこの一兩年來の数字というものには十分にその業者の誠意を証明するに足るだけの成果を挙げているものと私も思つておるような次第でございまして、そういうこともやらしておるわけでありまして。

それから更に消費節約の点も先ほど申し上げましたけれども、例えば、もう一つ申し忘れたので、例を挙げれば恐縮でございまして、この包装用材という項目がございまして。これはやはり年間一千五百万石ぐらいの木材を使つておるわけでありまして。これが最近眼につきます段ボールというより容器がございまして、あの形に改造いたしますと、理論数字では十三分の一で済むというより数字が出ております。理論数字通りには参らんといひますけれども、この五分の一ぐらいの木材の消費量が十分包装の目的を達するといふことにならうと考えております。でこの産業も現にあるわけですが、現在それが復旧いたしつゝあります。また生木をそのまま包装用材に使う場合とはコスト的にも若干高い、或いは品質その他についても若干問題がある

というよりなこともあります。又その必要性が需要者の方面に認識されてないといふような点もあつて、その段ボールで置換えらるべき用途が依然として生木のまま相当使われているという面が相当残されているのであります。この面にも私もいろいろ努力をいたして行つてもあります。最近新聞紙上等で御承知だと思ひますが、東京の青果市場と連絡をとりまして、りんご輸送をこの段ボール輸送に切換えてやつて行くといふことで長野のりんごをやりまして、非常にいい成績を挙げたというふうにございまして。これを大量的にやろうといふことでやつております。利用者全部から今までの木箱よりもよほどよろしいという結論も出て参つております。むしろ反面では、今度はこの生産力を殖やすというところも、アメリカの優秀な機械を入れて設備を拡張するといふこともやつておりますが、最近では宣伝のほうも利き過ぎまして、日本の生産力をオーパーする需要が出て来て参つて、いろいろうなこともありまして、私も少し工場は少くとも先を急ぐべきで、宣伝は少し控えなければならぬ状況であります。そういう面でも、今まで木材が或る程度不合理に使われていた向きの節約するといふことに、通産省はこの面からは出しますものに積極的に落します。反面伸びるべき性質を持つておるものは、資源の状況の許す限り伸ばすといふように考えて行きたいといふつもりで考えているのであります。

○竹下豐次君 いろいろ細かいお話を承りまして有難うございまして。私どもは何もパルプ業者を目の仇にしているわけでもないのではありません。これはやはりそういう事業が盛んになつて来るというのには、國の富むわけでありまして、これは非常に結構なことでありまして。今問題になつておるのは山の問題であります。この点については多少の犠牲を払つてもいいという希望を持つておるわけなのであります。

それから地方で自分で山を持つようにしろといふことをお奨めになつて、あつちこち行きますからその事情はよく知つております。それを尋ねたわけですが、その一面には山を買い漁つて、高く買過ぎて山林業者はそれがために非常な打撃を受けて困つておる。これは金がかつておるからそういうこともやはりできるのです。そういう弊害も伴つておる。そういう点もやはりお考えを願ひたいと思つております。これは併しお考えとしてはいいことなんです。ただ私どもは心配いたしますのは、役所のほうではまじめにお考えになるのです。役所では一生懸命お考えになつておつて、業者がなか／＼ついて行かないといふのが今日の業者の態度であるといふ……これは普通の状態だと思ひます。そう言つても業者を非常に悪者扱いにするよりであります。少くとも長い間の経験から見ても、その事実を蔽うべからざる事実だと私は思ふのであります。だからこういう計画をしてこつていふことを進められておるといふことだけでは、これはどうも生みぬるのじやないか。やはり法的な措置で、或る程度の犠牲は止むを得ず払つても

ということにまで行かなければ、成績は上らぬのじやないか。実際その日その日が食ひ込まれつゝあるのですから、山林のほうは……その意味で特に通産省のほうでもよくお考え下さいまして、農林省のほうに御協力を願つて山の保持に一つ加勢して頂きたいと、こういう気持を持つて頂きたいのであります。いろいろ申し方が下手なところもあつたかと思つておりますが、そういう意味で申し上げておるわけでありまして、なおこの上とも両方よく連絡をとつて頂いて、どうか成績の上のように御努力願ひたいと思ひます。もう御返事は必要ございません。私の質問はこれだけであります。

○議員(河井清八君) 新聞出版用紙の割當に関する法律を廃止する法律案について、竹下先輩より、その他先輩諸氏より御質疑がありまして、当局のこれに対する極めて詳細な御答弁がありましたので、この程度で質疑打ち切りの動議を提出いたします。

○議員(河井清八君) 溝淵君の質疑打ち切りの動議に御異存ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議員(河井清八君) 御異議ないと認めます。それでは討論に入ります。

○三浦康雄君 私はこの新聞出版用紙の割當に関する法律を廃止する法律について賛成をするものであります。併しこの際たゞ強く希望をいたしたいことは、今日は山林の荒廃がいよいよ甚だしく達したといふときでございまして。而も一方この日本の自立経済のために、その荒廢した山から相当の林産物を收穫し盡さなければならぬといふのであります。従いましてこの際一層政府におかれましては、消費の節約、

利用の合理化に努めると同時に積極的に山林資源の培養を図つて頂きたい、広い意味におきまして山林行政の一段の推進を是非お願いしたいことを強く要望いたしましてこの案に賛成をするものであります。

○委員長(河井彌八君) 他に御発言:

○三浦辰雄君 只今三浦委員の賛成の御意見がありました。私も賛成いたします。討論を打切つて採決の動議を提出いたします。

○委員長(河井彌八君) それでは討論は盡きたと認めますから、これから採決に入ります。本案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河井彌八君) 全会一致と認めます。本案は可決すべきものと議決せられました。つきましては、賛成の諸君の御署名を願います。

多数意見者署名

カニエ邦彦 溝淵 春次
森崎 隆 松平 勇雄
三浦 辰雄 郡 祐一
館 哲二 竹下 豊次
楠瀬 常猪

○委員長(河井彌八君) 又委員長報告は、委員長にお委せを願いたいと思ひますが……。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○三浦辰雄君 午前中でカニエさんが退席いたします際、若し自分が午後来られなかつたならば、一つ恐縮だけれども委員長さんの報告のうちに、山林行政を一段と推進しろという強い要望をお加え頂きたいということを私に頼

まれましたし、私も同感でありますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) それでは諸君に申し上げます。委員長報告のうちに只今三浦君の述べられました趣旨を強く主張いたしますことにいたしますが御了承を願います。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) それではさうに決めます。有難うございました。これで散会いたします。

午後三時十九分散会

十二月十三日本委員会に左の事件を付託された。(予備審査のための付託は十二月十日)

一、財閥同族支配力排除法を廃止する法律案
一、新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案

昭和二十七年一月十二日印刷

昭和二十七年一月十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所